

第七回地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会

開催日時：令和6年10月29日（火）10時00分～12時00分

場所：TKP 新橋カンファレンスセンター13階ホール 13A 及びオンライン（Zoom Webinars）

出席者：

竹ヶ原座長、秋元委員（オンライン）、皆藤委員、白戸委員（オンライン）、末吉委員（オンライン）、
諏訪委員（オンライン）、谷口委員（オンライン）、西尾委員

オブザーバー：

内閣府、金融庁、消費者庁、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、全国知事会、
全国市長会、全国町村会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会

配布資料

議事次第

委員名簿

配席図

資料1：地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会取りまとめ骨子（案）

議事録

事務局：定刻になりましたので、ただいまから、第7回「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日の検討会は、委員の皆様には対面及びオンラインにてご参加いただいております。検討会の状況につきましては、ストリーミングで同時配信し、会議後、議事録を環境省HPに公開予定です。それでは、議事に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。議事次第、委員名簿のほか、資料1となっております。資料は画面で共有もさせていただきますが、必要に応じてお手元でも御確認ください。続きまして本日の検討会委員の御出席欠でございますが、勢一委員が御欠席のため、9名中8名の御出席をいただいております。それでは、以降の議事進行につきましては、竹ヶ原座長にお願いしたいと存じます。竹ヶ原座長、よろしくお願いいたします。

竹ヶ原座長：座長を務めさせていただいております竹ヶ原です。よろしくお願いいたします。本日の検討会は、前回の御議論を踏まえ、本検討会のとりまとめの全体イメージと、各論点のとりまとめの方向性について、環境省から説明いただきます。それでは、早速議事に入りたいと思います。まず、環境省から資料1に基づいて御説明をお願いいたします。

環境省：事務局の近藤です。資料1の2ページをお開きください。今回は前回の御議論も踏まえ、①本検討会の取りまとめの全体イメージとして、取りまとめ骨子（案）②骨子（案）の「4. 地域脱炭素を加速するための具体的な取組」に該当する内容として、各論点項目別に「取りまとめの方向性」の案を御提示しております。また、注記として記載しておりますが、「4. 地域脱炭素を加速するための具体的な取組」の各論点項目は、前回検討会でお示しした「課題と論点整理」の各項目をベースとしております。

早速ですが3ページでございます。取りまとめ骨子（案）の流れ、目次でございます。「2.

地域脱炭素ロードマップ策定以後の取組の進捗」では本検討会での環境省を含む各府省庁説明資料等を元にこれまでの施策の進捗をまとめていきたいと思っております。次に、「3. 顕在化してきた課題と今後考慮すべき新たな脱炭素技術等」では、前回検討会での「課題・論点整理」を基に、顕在化してきた課題と今後考慮すべき新たな脱炭素技術等をまとめていきたいと思っております。また、上記について頭出しをした上で、「4. 地域脱炭素を加速するための政策の方向性と具体的な取組」をまとめていきたいと思っております。中身の項目については前回検討会でご提示したものと同様であり、「Ⅰ. 総論」、「Ⅱ. 分野横断的な課題」、「Ⅲ. 個別分野」です。さらに、上記に加えて現行のロードマップでも含まれている「Ⅳ. 制度的対応」をまとめることで骨子案としてご提示しております。

続いてP5をご覧ください。上段のボックスは前回の検討会でお示しした論点です。1つ目「脱炭素と地域課題の同時解決に向け、地方創生に資する形で進めていくことを基本とすべき」、2つ目「課題の残る部分について追加的な対策を検討すべき」、3つ目「足下の施策の「実行」を加速すると同時に、足下の課題と新たな課題に対応すべき」と記載しております。取りまとめの方向性については、1点目、2点目はロードマップ策定以降自治体の取組が加速しているということでございます。3点目には「一方で、地域ごとに取組の進展に差異が生じ始めており、特に小規模な地方公共団体における専門的知見や人材の不足、さらには地域における再エネ導入に関するトラブルの発生や地方公共団体の財源不足など、事業の実施に伴い潜在的な課題が顕在化している。」と記載しております。また、4点目には「2050年カーボンニュートラルを実現するためには、地域の脱炭素化が必要不可欠であり、地方公共団体主導による再エネの地産地消を始めとする地方創生に資する地域脱炭素の更なる加速化が必要」と記載しております。括弧書きは現行のロードマップに記載がありますが、地域脱炭素は地域の成長戦略に資することを改めて出していきたいと思っております。具体的な方向性について、矢羽根の1つ目は割愛いたしますが、2つ目は「中間的な2035年、2040年も見据えつつ、地域脱炭素の全国展開のための基盤を強化・確固たるものとするため、2026年度以降の5年間ににおいて更なる施策を積極的に推進」、3つ目は「地方創生を目指すためにも、地域に根ざす都道府県、市町村、金融機関や中核企業など様々な主体が中心となって取組を補完し合い、それぞれの強みを活かして、地域主導の効果的な施策連携体制を構築」、4つ目は現行のロードマップにも記載がございますが、「引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組む」と総論としてまとめております。

続いてP6「地域脱炭素の横展開」についてです。前回検討会でご提示した論点について、1点目「脱炭素先行地域等における実践を加速すると同時に、取組の全国展開に繋げていくべき」、2点目「先進性・モデル性の高い事例を標準化・類型化して波及させる方法を検討していくべき」、3点目「小規模な地方公共団体や中小企業に対して脱炭素化の動きを波及させる方法論を検討していくべき」と記載しております。その上で取りまとめの方向性については、1つ目の矢羽根として「地域脱炭素の加速化・全国展開につなげていくため、脱炭素先行地域・重点対策加速化事業や各府省の地域脱炭素に係る事業等で得られた事業性・効率性に関わる知見など実践的な具体のノウハウや、地方創生に資する優良事例を中心に、課題別・分野別に取りまとめ、改めて積極的に周知・発信」と記載しております。また、2つ目として、「地

域経済の中心的な担い手である中小企業や農林水産業の脱炭素化の取組も引き続き課題となっている」ため、「地方公共団体間の役割分担を踏まえつつ、都道府県・政令市等による、小規模自治体への支援や地域金融機関や商工会議所等とも連携した中小企業等への支援を、情報・技術、資金、人材の観点から強化していく」と記載しております。

続いてP7の「国、都道府県、市町村、民間企業等の役割分担・連携」についてです。前回の検討会でご提示した論点として、1点目「地方公共団体の規模等に応じた役割分担を改めて検討すべき」、2点目「都道府県による垂直連携や市町村間の水平連携により、小規模自治体に対する連携や支援を進めるべき」、3点目「地方公共団体と地域の各主体（民間企業、地域金融、地域エネルギー会社等）の連携を更に進めるべき」と記載しております。取りまとめの方向性については、1つ目の矢羽根として「事務事業の脱炭素化については、全ての地方公共団体に実施責任があることを前提として、人員や専門能力の観点から限界がある小規模自治体については、都道府県や連携中枢都市圏と共同で実施することも検討」、2つ目として「区域の脱炭素化については、施行時特例市までは温対法上の計画策定が義務となっており、それ以外の市町村では努力義務となっているものの、一部の市町村では人員や専門能力の観点から限界もあるところ。そのため、特にそのような小規模自治体においては、都道府県による実施や中枢都市圏等との水平連携等により実施することを基本として検討」と記載しております。また、注記で小規模市町村についても普及啓発を進めることは前提としつつ、取組推進が困難な小規模自治体においては垂直・水平連携の中で取組を進めてはどうか、とまとめております。温対法の第19条第2項において「県・市町村が単独または共同し、その地域の自然的・社会的な条件に応じて地球温暖化対策の計画を策定し、実施するよう努めるものとする」と記載されております。また、2点目として、「地域脱炭素の実現のためには、地方公共団体のみならず、地域の金融機関や事業者等との役割分担・連携も重要」と記載しております。その上で1つ目の矢羽根として「中小企業等の脱炭素化への支援は都道府県等が主導することを基本とし、その際必要となる地域金融機関との連携策について検討」、2つ目として「地域産業への裨益の観点から、都道府県等の公設試験研究機関等における技術開発・実証や、広域のJ-クレジットの流通促進等への支援を検討」と記載しております。

続いてP8の「情報・技術支援、資金支援、人的支援①」です。前回検討会でご提示した論点については省略させていただきます。取りまとめの方向性のうち情報・技術については1つ目の矢羽根として「既に地方公共団体別に公開されている系統に接続されている再エネの導入量に加え、自家消費の再エネに関し、国からの補助事業の情報に関する自治体ごとの積極的な提供等を推進」と記載しております。自治体を飛ばして直接個人や事業者へ情報提供を行っている事例もございますので、エリアごとにまとめてご提供するのはどうか、ということもございます。また、2つ目として「地方公共団体からの要望を踏まえ、地域内で創出された再エネのうち、地域外へ移出して他地域でのCO2削減量に寄与している量の評価方法を明確化」、3つ目として「実践的な具体のノウハウや地方創生に資する優良事例を中心に、課題別・分野別に取りまとめ、改めて積極的に周知・発信」と記載しており、こちら再掲でございます。資金については「都道府県も市町村も、脱炭素を推進するための財源確保は容易ではなく、更なる効果的な財政支援スキームが必要」と記載しております。これを踏まえ、1つ目の矢羽根として「地域脱炭素推進交付金による支援に加え、新たな技術等への対応を中心に更なる効果的な

財政支援スキームを引き続き検討。その際、民間投資の呼び込みを一層促進するための金融手段の活用も検討」と記載しております。注記にあります、検討会ヒアリングに参加いただいた JICN との連携やふるさと融資ということで地方公共団体による無利子融資等を積極的に使っていったらどうか、ということでございます。また、2つ目として「ペロブスカイト太陽電池等、新たに実用化されつつある脱炭素技術・製品の初期需要を創出すべく、地域で実装する財政支援スキームを検討」、3つ目として「商用車の電動化や断熱窓の改修に対する支援、高効率給湯機器や熱導管等の GX 製品の導入支援といった、GX 分野の需要創出に向けた支援を実施」と記載しております。

続いて P9 の「情報・技術支援、資金支援、人的支援②」の人的支援についてです。1つ目の矢羽根は前回の御議論を踏まえてですが、「どういった専門性のある人材がどこに求められているのか等について分析を行い、その結果に基づき、地方公共団体への専門人材派遣支援スキーム等における必要な専門人材プールの拡充を検討。その際、地域エネルギー会社や公営企業等の地域の専門人材の更なる活用を検討。また、マッチングにあたっては、都道府県や地方環境事務所が関与したきめ細やかな対応を図る」と記載しております。また、2つ目として「地方公共団体の各行政分野における脱炭素政策の底上げの観点から、地方公共団体で脱炭素政策を庁内横断的に統括する体制の設置を推進するとともに、そうした体制を専門的見地から補佐する人材（CGO 補佐官等）の設置への支援を検討」、3つ目として「脱炭素に関する研修やネットワーキングについて、より実践的な内容となるよう充実させつつ引き続き実施」、4つ目として「地域の中小企業の脱炭素経営を支援する地域金融機関や商工会議所等の体制構築や人材育成を推進」、5つ目として「脱炭素アドバイザー資格制度」を推進、6つ目として「大学、高専等の地域の教育・研究機関と連携した地域での人材育成・活用の推進」、7つ目として「地方環境事務所に国の支分部局のワンストップ窓口を全ブロックで設置するとともに、地方支分部局同士の更なる連携を推進」と記載しております。

続いて P10 の「地域共生型・地域裨益型再エネの推進」です。1点目について、地方公共団体による再エネ導入の適正化・抑制を目的とした条例は増加傾向であり、再エネと地域との共生は大きな課題ということでございます。そのため、1つ目の矢羽根として「再エネ促進区域制度について、地域や事業者に対する更なる効果的なインセンティブの付与を検討するなど、促進区域内で実施される再エネ事業を拡大するため仕組みを検討。その際、再エネの収益の一部を用いて地域に基金を造成し、地域の産業支援や課題解決に活用する等の事例も参考とする」、2つ目として「促進区域の案件形成のための積極支援を実施」、3つ目として「インセンティブ等を検討した上で、再エネの最大限の導入を図りつつ、地域共生の観点から、再エネの新規立地を促進区域内に誘導するための制度的な対応について検討」と記載しております。また、2点目について、地域共生型・地域裨益型の再エネを進める必要があるとしております。その中で、1つ目の矢羽根として「大量排出の懸念が示されている太陽光パネルについて、リサイクルを促進するための制度的な対応を検討」、2つ目として「下部農地での営農が適切に継続されていない事例が発生する等の懸念が示されている営農型太陽光発電について、地方公共団体、公設試験研究機関、地域の大学等と連携して行う実証事業等への支援を検討」、3つ目として「地熱開発の加速化に関する対応を検討」、4つ目として「地域の再エネを活用して地域に裨益する事業を行うものとして一定の要件を満たす地域エネルギー会社に対し、再エネ

の導入を推進するための制度的措置を検討」と記載しております。さらに、3点目について、再エネの最大限の活用の観点からは、需要と供給のマッチングが重要であると記載しております。そのため、1つ目の矢羽根として「再エネポテンシャルの豊富な地域と需要地域での地域間連携を積極的に推進」と記載しており、その結果として地域に裨益することを狙ってはどうかと考えております。

続いてP11の「系統連携・地域におけるエネルギー需給マネジメント」です。1点目について、揚水発電や系統用蓄電池による調整力の確保や地域間連系線の拡張の推進により、再エネの出力制御を低減していくことが重要と記載しております。また、2点目では、その上で電力系統に十分な余裕がない場合の円滑な再エネ導入は今後ますます大きな課題となると記載しております。そのため、1つ目の矢羽根として「系統負荷軽減、再エネの地産地消、地域防災力の強化等の観点から、DXを活用したマイクログリッド等の導入支援を実施」、2つ目として「自家消費による再エネの最大限活用のため、蓄電池に対する導入支援を実施」、3つ目として「系統に極力負荷をかけないより高度な地域エネルギーマネジメントシステム（VPP等）を目指すモデルを構築することを検討」と記載しております。脱炭素先行地域ではEV等のモビリティも含めてエネルギーマネジメントをするという取組を進めております。

続いてP12の「新たな技術の地域における実装・需要創出」です。様々な新技術が出てきておりますので、次の5年に向けてトライしてみてもどうかということで、1つ目の矢羽根としてペロブスカイト、2つ目として水素関連設備、DXを活用したVPP、スマート農業が営農型太陽光発電、3つ目として「GX製品をはじめとした環境負荷低減が見込まれる先端的な製品・サービスをグリーン購入法に位置付け、公共調達分野でも需要拡大を促進」、4つ目として「都道府県と地域の公設試験研究機関等が連携した脱炭素化に資する技術開発・実証を支援」、5つ目として「ペロブスカイト太陽電池を含むGX製品・技術を地域内に面的に導入する先進的なモデルを構築することを検討」と記載しております。

続いてP13の「公共施設・住宅・建築物等の脱炭素化」です。1つ目の矢羽根として「脱炭素先行地域などで取り組まれている事例も参考にしながら、地域エネルギー会社等も活用し、複数の地方公共団体の施設への共同調達・設置等による太陽光発電の導入を推進」、2つ目として「従来の太陽光発電設備が設置困難な公共施設等の屋根等については、今後普及が見込まれるペロブスカイト太陽電池の設置を推進」、3つ目として「地方公共団体の事務事業由来の温室効果ガス排出量のうち非常に多くの割合を占める廃棄物処理事業や、上下水道事業等における脱炭素の取組を更に推進」、4つ目として「国土強靱化の観点も踏まえ、レジリエンスの強化に資する避難施設・防災拠点等の公共施設等への再エネ・蓄電池の導入を推進」、5つ目として「公共施設（庁舎・学校施設等）のZEB化を推進」と記載しております。また2点目は民間建築物についてですが、1つ目の矢羽根として「一部地方公共団体による建築物への太陽光発電設備の設置促進の取組について、関係省庁が連携して知見の共有を図る。また、建築物省エネ法において、戸建住宅に係る住宅トップランナー基準として太陽光発電設備の設置に係る目標を設定」、2つ目として「現行のZEH・ZEB基準の水準を上回る省エネ性能を有する新築の住宅・建築物の建設、既設建築物の改修を面的に導入するモデルを構築することを検討」と記載しております。

続いてP14の「資源循環の高度化を通じた脱炭素化」です。1点目について、令和6年3月

に成立した、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」を踏まえ、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進することが必要と記載しています。そのため、1つ目の矢羽根として「再資源化事業等高度化法の再資源化事業等の認定制度の円滑な施行に向けた取組や、再資源化のための設備投資支援等の事業者支援を推進と記載しております。また、2点目として、リサイクルの徹底、廃棄物処理の広域化等の取組を一層大胆に進めることが必要と記載しております。そのため、1つ目の矢羽根として「プラスチックや生ごみのリデュース・リサイクルの徹底、処理施設の広域化による廃棄物処理事業の脱炭素化等を引き続き推進」、2つ目として「廃棄物焼却施設において発電した電気を地方公共団体が出資して設立する地域エネルギー会社へ供給し、地域の企業や住民、地方公共団体の施設等に安定した脱炭素の電源を供給するなど、地域の脱炭素型電源の地域内での活用を推進」と記載しております。3つ目は再掲でございます。

続いてP15の「脱炭素型まちづくり」です。1点目は伝統的なまちづくりについて、2点目は企業誘致についてでございます。1つ目の矢羽根として「コンパクトシティ形成支援推進チーム等の枠組みにより、都市計画上の立地適正化について関係省庁と連携し推進」、「コージェネレーションシステム（CGS）や水素・熱導管、地域冷暖房の整備等により熱の脱炭素化を目指す都市GXを実装するモデルを構築することを検討」、3つ目として「電動車等の導入促進や、燃料電池トラック等の商用車、商用車対応の大規模水素ステーションへの集中支援、水素供給への支援に加え、路線バスの電動化と再エネ供給、蓄電池のエネマネへの活用等を一体的に実施する公共交通のGXを実装するモデルを構築することを検討」と記載しております。また、2点目について、「データセンターや半導体関連産業などのエネルギー需要の大きな施設の立地が加速する一方、系統制約があることから、産業誘致などのまちづくりにおいても、再エネの地産地消など脱炭素の観点が必要」と記載しております。そのため、1つ目の矢羽根として「再エネポテンシャルが高いエリアにデータセンターや半導体関連産業等のエネルギー需要の大きな施設を誘導する施策を推進」、「RE100企業等の誘致には、サプライチェーンを担う地域の中小企業の脱炭素化も重要となることから、都道府県等による、地域金融機関とも連携した中小企業の脱炭素化への支援を検討」と記載しております。

続いてP16の「食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立」です。1つ目の矢羽根として「みどりの食料システム法に基づく認定等の拡大、クロスコンプライアンス（みどりチェック）の実施、新たな環境直接支払交付金の創設、環境負荷低減の取組の「見える化」の普及、J-クレジットの活用、スマート農業技術の開発・普及、バイオマスの利用拡大等により、環境負荷低減の取組を推進」、2つ目として「環境負荷低減の取組の「見える化」については、畜産物や花き等の更なる対象品目の拡大に向けて検討」、3つ目として「J-クレジットについては、農地や畜産に由来する温室効果ガス排出削減に向けた農林水産分野の新たな方法論の策定や改訂を進めるとともに、取組の拡大を推進。また、地方公共団体等主体の農林水産分野におけるJ-クレジットの創出拡大等の推進策を検討」、4つ目として「農山漁村に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることにより、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現し、それを支える地域の関連産業の活性化、災害時のレジリエンス強化、資金の地域外流出防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進」、5つ目として「都道府県・政令市等の大学、公設試験研究機関等と連携して行う営農型太陽光発電等の実証事業等を支援」、6つ目と

して「次世代型太陽電池の農林漁業関連施設、営農型太陽光発電等への導入を含む取組を支援するモデルを構築することを検討」と記載しております。

続いてP17の「見える化・行動変容」です。1点目の1つ目の矢羽根として「脱炭素につながる豊かな暮らし創りを後押しする「デコ活」を強力に促進」、「優良な事例等について、課題別・分野別に取りまとめ周知・発信」と記載しております。2点目はカーボンフットプリントに関する内容ですが、1つ目の矢羽根として「業界、製品種毎のCFP算定・表示ルールの共通化等により、CFP表示を一般化させるとともに、認知度の向上を図り、脱炭素化につながる商品選択を促進」、2つ目根として「加工食品のカーボンフットプリントの算定に資するよう、官民で業界の自主算定ルールの検討を推進」、3つ目として「農産物の生産段階における温室効果ガス削減と生物多様性保全に貢献する取組を評価し、消費者に向けてラベル表示する環境負荷低減の取組の「見える化」を推進」と記載しております。3点目は消費者教育や学校教育等との連携についての内容ですが、1つ目の矢羽根として「地方公共団体の関係部局（環境部局・消費者行政部局等）の連携による消費者向け施策を推進」、2つ目として「エコスクールの推進により、環境教育の教材として活用」と記載しております。

続いてP18は「制度的対応」について再掲しており、説明は割愛させていただきます。以上です、よろしくお願いいたします。

竹ヶ原座長：御説明ありがとうございました。ロードマップは2025年までに政策を総動員し、ドミノ倒しを進めていくというコンセプトであり、環境省からは政策を総動員したものをレビューいただきました。今後取組を加速させていくにあたっての課題についてご説明いただいたと認識しております。「先行地域で得られた知見の横展開をどうするのか」、「その過程で自治体間の連携の在り方をどうするのか」、「残るポテンシャルの活用として屋根の活用、ペロブスカイトの活用、営農型の活用をどうするか」、「事務事業編の策定が遅れている中でどうするか」等の課題に対するご指摘をいただいた上で、財政制約がある中で、「インセンティブをどのようにつけるか」という論点においては、金融との関わりが重要だにご指摘をいただいたと考えております。

それでは、委員の皆さまから御意見を伺いたいと思います。今回は、事務局資料を元に、今回の取りまとめ（案）の作成に向けて、方向性として補うべき点、強調すべき点等について指摘いただければと思います。本日オブザーバーでご参加の各府省庁の皆様に置かれては、もし各省の施策に関することで質問が出た場合は、可能な範囲でお答えいただけますようお願いいたします。なお、今回は、御質問・御意見とそれに対する御回答を合わせて、委員お一人あたり10分程度で区切らせていただき、最後残りのお時間にて、可能な範囲で追加の御意見をいただく形としたいと考えております。できる限りこの場でご議論いただく観点から、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。それでは、前回名簿順でございましたので、今回は逆からとさせていただきます。西尾委員からお願いします。

西尾委員：ありがとうございます。筑波大学の西尾です。重要な論点が整理されていると思って拝聴しておりました。私からは3点申し上げます。

まず1点目について、冒頭のP5の下から2つ目の論点についてその通りだと思います。各ステークホルダーの役割が何かということは散りばめられていますが、見落とししてしまうことが考えられるため、可能であればどのような役割を持っておりどのように補完できるかについ

て図示できれば良いのではないかと思います。さらにそれらがどこに記載されているかがあると取りまとめを見る際に役立つのではないかと思います。それぞれのステークホルダーが複数の役割を持っているほか、連携しないと進められない取組もある中で、どのような法的なサポートがあるかも図示されると良いのではないかと思います。

2点目について、連携の在り方として、「法的なスキームや様々な支援策があるため、それらを活用しながらうまく進めてください」という方向性や、「既存のベストプラクティスを参照しながら取組を進めてください」ということかと認識していますが、他にポイント等があれば教えていただければと思います。

3点目について、ステークホルダーの役割として、住民も入ってほしいと思っております。住民の役割は具体的にはP17に記載されており、取りまとめの方向性の1点目に記載がある「脱炭素化に向けた行動変容を促すためには、住民や企業に向けて取組を分かりやすく示すことが必要」はよくわかります。他方で、デコ活を含めて、各住民がその地域に関わらず脱炭素に繋がる豊かな暮らしづくりを後押しするためにどのようにあるべきか、と読めてしまいます。まずは地域の取組や地域の想い・理念を住民に伝えることが重要なのではないかと思います。オーソドックスなやり方としてはタウンホールミーティングなどが考えられますが、いずれにせよ自身が住んでいる地域でどのような取組があるのかをしっかりと伝え、地域への愛着・住み続けたい思いが醸成されると脱炭素型まちづくりに住民を巻き込めるのではないかと思いますので、そのあたりを強調いただければ幸いです。以上です。

竹ヶ原座長：ありがとうございます。続いて谷口委員お願いいたします。

谷口委員：谷口です、ご説明ありがとうございます。小規模自治体の話や新しいペロブスカイトなど非常に有用な情報を入れていただき、よい内容に仕上がってきたと思います。その上で3点申し上げます。

1点目です。全体として交通の脱炭素という要素が弱いと思います。建物をどこに建てるかによっては交通由来の排出量が変わるため、建物を建てる場所や交通との接続をきちんと考えることで脱炭素が進みますが、この観点がずっと入っていないままかと思います。これでは、ZEBを頑張って進めても皆が長距離を自動車で移動するということになりかねないため、是非補足できるのであればご対応いただきたいと思います。

続いて2点目です。ロードマップとしてはエビデンスが弱いと感じています。P10に記載されている促進区域のインセンティブの強化は是非進めていただければと思いますが、その際に誰が頑張ってやっているのかをわかっていないとばら撒きになってしまうかと思います。インセンティブを強化するということをおっしゃるのであれば、それに対応してエビデンスをチェックする仕組みが必要になりますので、対にしてお話しになる必要があるかと思いました。

3点目について、当該資料をどなたがご覧になるのか、当該資料以外に何か公開予定の資料があるのかについてお伺いしたいと思います。各省庁の方がご覧になることはわかりますが、その先でどのように活用されるかがわかりません。せっかく様々な知恵を結集して整理したものをどのように外に出していくかのプロセスや狙いについて補足いただければありがたいです。以上です。

竹ヶ原座長：ありがとうございます。現時点までの御意見について環境省からご回答をお願いいたします。

環境省：ありがとうございます。まず西尾委員からいただいた役割分担の図示化については、今日の議論も踏まえて最終的なものを作成できるように努力したいと思います。

また、連携の在り方については、これまで先行地域や重点対策での先行事例を参考にして整理できればと思います。他方で、地域特性があるためどれが一番というように決めることは難しいと想定しております。

タウンホールミーティングの件については今後検討させていただきます。

続いて谷口委員の御意見に回答させていただきます。交通との連携については記載ぶりが足りてないものと思いますが、P15の取組の方向性の柱書にて「地域が直面する人口減少や高齢化を踏まえ、生活の利便性維持向上等を図るため進められているコンパクトシティ化や公共交通への利用転換などは、脱炭素の観点からも重要」という前置きを置いた上で、矢羽根の1点目や3点目でコンパクトシティやモビリティについて盛り込んでおります。谷口委員としてはこれでは不足しているということでしょうか。

谷口委員：これでは全然動かないということです。また、路線バスに乗っている人は交通による排出量のどの程度を占めるかを考えていただくと、問題としては非常に小さい部分しか扱っていないということがご理解いただけるかと思います。

環境省：ありがとうございます。そのあたりは担当省庁もございますので、またご相談させていただければと思っております。

また、P10の促進区域のインセンティブ強化について、エビデンスのチェックの仕組みはありませんが、なぜ取組が進まないかという知見はあるため、これをベースに制度的な対応・インセンティブについて検討していきたいと思います。地域脱炭素の交付金も中間評価を行い、それを踏まえてうまくいかなかったところや、うまくいかなかったがそれを解決したところなどについて情報発信を行っておりますので、情報発信の積極性とチェックの仕組みについて検討していきたいと思います。

また3点目の当該資料を誰が見るかについてです。今年度にNDCの改訂、それに伴う地球温暖化対策の改訂、エネルギー基本計画の改訂があります。閣議決定する地球温暖化対策計画の中に地域脱炭素ロードマップという章を設けておりますので、今回の議論をベースに当該箇所を見直していくことを基本として考えております。

谷口委員：今回話題提供いただいた自治体・民間企業を通じてまたフィードバックいただければと思います。ありがとうございます。

環境省：承知しました。

竹ヶ原座長：ありがとうございます。続いて諏訪委員お願いいたします。

諏訪委員：よろしくお願いします。全般的に国の関与についての記載が薄いと感じます。都道府県と市町村で進めてくださいということになっていますが、国策として進めるものなので、国としてどのような支援をするかが地域に伝わるような記載をお願いしたいと思っております。

また、P7の役割分担の話の中で、「都道府県や連携中枢都市圏と共同で実施することも検討」とありますが、実際に事業実施まで全て共同するのは難しいと思っておりますので、実施主体について明記いただきたいと思います。連携中枢都市圏とありますが、本県においては広域連合もございますので、市町村による広域に跨った連携というものも記載してはいかかかと思っております。

続いて同じく P7 の 2 つ目の矢羽根についてです。「都道府県による実施や中枢都市圏等との水平連携等により実施することを基本として検討」と記載されておりますが、地域によって様々な進め方がある中で、基本と記載すべきかどうかは検討が必要かと思います。

また、地域エネルギー会社を運営していく上での人材不足という課題もあるため、これに対する支援もお願いできればと思います。

続いて、P8 についてです。「更なる効果的な財政支援スキームを引き続き検討」と記載されておりますが、脱炭素が喫緊の課題である中で、「検討」という記載は弱いのではないかと思います。「支援を実施」や、地財措置や事業債等の具体的な記載に変更することを検討いただきたいと思います。

人材については先ほど申し上げたとおり、ノウハウ・運営に課題があるため、地域エネルギー会社の立ち上げ段階から、国、場合によっては民間企業から都道府県・市町村へ人材を長期的に派遣するという支援についても検討いただきたいと思います。

続いて P13 について、前にも申し上げ、「三位一体での改革によって解消している」とご回答がありましたが、是非高校への財政支援の拡充をお願いできればと思います。長野県でも人口減少に伴う再編ということで施設改修の話が出ております。そこで財政支援があるとより再エネの導入が進むものと思っております。

続いて P15 の脱炭素型まちづくりについて、3 つ目の矢羽根で路線バスの再エネ供給等が強調されておりますが、トラックについてもう少し力を入れていただければと思います。長野県では運輸の取組が一番弱いと感じておりまして、データとしてもそのような結果が出ておりますので、運輸部門の脱炭素化を進めるために重点的に記載していただければと思います。

長野県は小規模市町村が多いため、小規模市町村について記載いただいているのはありがたいことですが、全体として実情を踏まえた具体的な施策に繋がるような記載についてお願いしたいと思っております。

また、本県は水力発電が多く、大手の電力会社が発電しその電力を都市部に持っていくというスキームになっております。地元の市町村長には「目の前に発電所があるのにその電気が地元で使われていない」とおっしゃる方も多い状況です。このような状況に対して、発電した地域で電力を消費できるような仕組みも検討いただければと思っています。以上です。

竹ヶ原座長：ありがとうございます。様々ないただきましたので、環境省からご回答をお願いします。

環境省：ありがとうございます。貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。1 点目について、国の関与は当然の前提と思っておりますので、次回取りまとめ案ではそのようなことも記載していきたいと思っております。第 1 回、第 2 回検討会で各省庁からご説明いただいておりますが、様々な支援策があるということが実態でございます。

2 点目の P7 に記載している共同実施のイメージについてですが、温対法の 19 条では「県と市町村が単独または共同して」という記載がベースとしてあります。他方で、広域連合のお話もありましたが、やり方は様々あるかと思えます。また、実施事項についても、共同調達や北九州市で進めているような複数市町村で連携したスケールメリットの創出などを参考にしながら、各地域で考え、取組を進めていただくということを考えております。

続いて、地財措置等について、より具体的なことは書きづらいこともあるため、可能な範囲でという対応になることをご了承いただければと思います。

ZEB 化については、地方分権改革の中で国と地方の役割分担の中で、一般財源化して進んできておりますので、なかなか難しい御要望をいただいているということで、文科省と話しているところでございます。都道府県全体の御意見ということでしょうか。

諏訪委員：長野県で取組を進めていく中での率直な感想ですので、県全体での意見ではございません。他方で、三位一体の時代はここまで再エネ化の部分まで加味していたのかと考えているところでありまして、実情を踏まえた際に再エネの観点で別建てのものがあっても良いのではないかなという意見でございます。

環境省：ありがとうございます。脱炭素化推進事業債も ZEB に対応していますが、それよりも補助金というスタンスなのかについては後ほど是非伺いできればと思います。

運輸部門に関する御意見は谷口委員からもいただきましたが、環境省の別の局で大規模に補助を実施しておりますので、そちらを踏まえてどのように記載できるかは検討したいと思います。

地産地消の話は既に総論に記載しておりますが、小水力に限らずもう少し強く打ち出していくなど工夫したいと思います。

人材については、専門人材プールを作ったということを記載しておりますが、既に取組を始めている育成、派遣、地財措置も含めて可能なものは記載できればと思います。

諏訪委員：ありがとうございます。地方では国による人・予算に関する一層の支援充実を前提に施策がありますので、御考慮をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

竹ヶ原座長：ありがとうございました。続いて末吉委員お願いいたします。

末吉委員：重要な論点を取りまとめてくださりありがとうございます。私からは3点申し上げます。

1 点目は脱炭素型まちづくりについてです。市街地の緑化についての記載をしていただけないかと思っております。NbS を用いて市街地の緑化を進めることは脱炭素型のまちづくりに資するのではないかと思います。欧州では都市における NbS の相対としてアーバンフォレストが注目されておりますが、ヒートアイランドの緩和、気候変動の適応・緩和、空気の浄化、洪水の予防、生物多様性の保全など様々なメリットももたらします。壁面緑化、屋上緑化、駐車場緑化、LRT の路面緑化、バス停の屋根の緑化など、市街地の緑化はできることが様々あり、取りまとめのどこかに記載をしていただけないかと思いました。

2 点目は P17 の見える化・行動変容についてです。我々の生活の質をよくすることに繋がるのである、ということを住民が感じられるような施策を入れ込んでいただきたいと思います。現在の取りまとめ案の中では、脱炭素化に繋がる商品を選択しやすくするための見える化については盛り込まれておりますが、企業や住民の行動がどのような変革や課題解決につながったのかということの見える化も考えていただければと思います。ポジティブな影響をしっかりと考えることを見える化することが重要ではないでしょうか。

先ほど西尾委員がおっしゃっていましたが、私も住民の地域における役割を明確に記載すべきだと思います。今回の取りまとめ案を一般的な消費者・住民の方が読まれるかについてはわかりませんが、取りまとめの中に住民の役割を入れることで何をすべきかが明確になるかと思います。デコ活の中でも、皆様に読んでフィードバックをいただくのはどうでしょうか。また、住民が自身の地域をどのようにしていきたいのか、どのような地域であればずっと暮らしたいと思えるのかについて、多様な主体が集まって議論する機会は重要だと思います。具体的な事

例で恐縮ですが、例えばＪリーグが次世代のサステナビリティ教育プログラム（サステナトレセン）を茅ヶ崎市で進めています。これは湘南ベルマーレと地域の子供たちと大人たち、地元の企業や民間団体が一緒になって地球温暖化や地域の課題とサステナビリティについて学び、課題に対して何ができるのかを考え、取り組みを実践していくプログラムです。とても興味深い取組であり、ベストプラクティスのひとつの事例になり得るので、この機会に共有させていただきました。以上です。

竹ヶ原座長：ありがとうございました。前回の国土交通省のまちづくり GX のご説明があり、その中で緑地に関する内容もあったかと思いますが、何か補足いただくことは可能でしょうか。

環境省：前回のロードマップでも緑化の話は入っておりますので、国土交通省とも連携して進めていきたいと思います。

２点目については、いただいたご意見を踏まえ、より効果の面に見える化等について盛り込むことを検討させていただきます。ありがとうございます。

末吉委員：ありがとうございます。どのような変革を起こせたか、どのような課題解決につながったか見える化することは難しく、アンケート以外に何か方法がないかと考えているところでございますが、是非ご検討いただければ幸いです。

竹ヶ原座長：ありがとうございます。続いて白戸委員お願いいたします。

白戸委員：ありがとうございます。これまでの膨大な情報を取りまとめていただいた事務局には感謝申し上げます。総論について、脱炭素だけではなく地域課題を同時に解決するというコンセプトが盛り込まれているほか、その中で優良事例を発信するということが記載されており、良い総論になっているかと思いました。また、私の専門分野である農業関連についても、これまで発言した内容は盛り込まれているかと思います。当初はソーラーシェアリングに偏っていたかもしれませんが、現在の資料では農水省のみどりの食料システム戦略やみどりの食料システム法に記載されている主な内容である環境直接支払い、見える化、J-クレジットの取組拡大等が盛り込まれており非常に良いと思います。また、専門分野とは離れますが、地熱発電に関する内容も盛り込まれており感謝申し上げます。

その上で、谷口委員からもご意見がありましたが、当該資料を誰に読んでもらいどのような行動に繋げるのかが重要と思います。また、当該資料に基づいて各省庁が具体的な検討を進めていくことを期待します。以上です。

竹ヶ原座長：ありがとうございました。続いて皆藤委員お願いいたします。

皆藤委員：ありがとうございます。非常に膨大な情報を取りまとめていただきましてありがとうございます。また、中小企業に関する内容についても多く盛り込んでいただき感謝申し上げます。白戸委員もおっしゃっていましたが、地方創生に資するという観点は非常に重要と思っております。その中で、民間ビジネスの創出や中小企業対策、熱分野の脱炭素化に取り組んでいくことを総論に盛り込んでいただきましてありがとうございます。その上で、中小企業と地域の観点で２点申し上げます。

P9 について、大学の知見を活用した人材育成というものがあろうかと思いますが、商工会議所では、中小企業と大学のビジネスマッチングを通じた新たなビジネスチャンス創出に取り組んでおります。大学の知見はビジネス分野にも使えるかと思いますので、人材分野だけに限らず言及いただけると良いかと思います。

続いて地域に関する内容についてです。P10の中で、課題は「地域との共生である」とございます。我々もカーボンニュートラル推進に向けた意見書を出させていただいた中で、地域との共生が非常に重要であると申し上げております。引き続き地域共生型の再エネ導入について検討いただければと思います。

続いて末吉委員からあった市街地緑化についてです。地域における脱炭素においては、私も街中の緑化が非常に重要と思います。また、ZEB、ZEHという言葉は出てきておりますが、是非 CLT（直交集積板）・木材の活用についても是非推進いただきたいと思います。林野庁が2020年頃に活用推進の取組をされていたようですが、中々進みづらいということがあったかと思います。ZEB、ZEH、CLTを活用することで、脱炭素化が進むと思います。

また、Walkable な街づくりに資するような地域交通の利便性向上や既存の駅前を活用したまちづくりが重要かと思います。

行政機関による伴走支援やフォローアップが中小企業にとって重要ですので、引き続きのご支援をお願いしたいと思います。以上です。

竹ヶ原座長：ありがとうございました。環境省からご回答をお願いします。

環境省：ありがとうございます。1点目について、人材だけではなくビジネスの面でも大学と連携を、ということでしたが、我々もそのような取組事例があることは認識しておりますので、そのような内容を入れられないかどうか検討したいと思います。

地域との共生は大きな課題ということで、総論にも入れ込むのが良いと思っております。

街中の緑化については、以前の検討会で国土交通省から土地緑地法の一部改正に基づく施策等をご説明いただきましたので、国土交通省と相談しながら盛り込み方を検討したいと思います。同様に CLT については林野庁のご説明資料に入っており、こちらも林野庁と相談しながら検討していければと思います。

Walkable な街づくりについても環境省で既に検討を進めておりますので、他部局と連携しながら盛り込み方を検討したいと思います。以上です。

竹ヶ原座長：ありがとうございました。国土交通省様から以前ご説明があった施策についての言及がありましたので、農林水産省様から何かコメントいただけますでしょうか。

農林水産省：ありがとうございます。農林水産省としてはいただいたご意見を踏まえてソーラーシェアリングだけではなく、みどりの食料システム戦略に基づく様々な施策を記載させていただきました。環境省と連携しながら引き続き各施策を推進できればと思います。

また、皆藤委員からご指摘いただいた、建築物への木材利用の推進については、農林水産省・林野庁として、国土交通省とも連携しながら、引き続き進めていければと思います。記載の仕方については環境省と相談したいと思います。以上です。

竹ヶ原座長：ありがとうございます。続いて秋元委員お願いいたします。

秋元委員：取りまとめの骨子案について、わかりやすくまとめていただきありがとうございました。今後はさらにこれらを噛み砕いて、どのように国・都道府県・小規模自治体が取組に繋げていくのかが問われると思います。好事例を増やし、横・縦の連携を増やしていくことが重要だと思います。その上で、私からは2点コメントと2点質問したいと思います。

1点目について、建築分野における脱炭素化においては、公共建築物がまずは先導しつつ、新築及び既築の改修によって実現していくことが求められると思います。そのためには、

ZEB・ZEHの推進が重要です。今年度からは一般消費者に向けて建築物の賃貸のエネルギー性能表示制度が始まっているほか、来年度には省エネ基準の適合義務化が控えており、機運が高まっていると認識しております。金融機関の役割についても触れていただきましたが、民間投資を呼び込むことのほかに、一般消費者向けの住宅ローン減税、借入ローン額の引き上げ、住宅取得にかかる譲与税の非課税措置、固定資産の減額措置、住宅ローン金利優遇等の手厚い支援の継続・発展が必要と思います。

また、国土強靱化の観点からのレジリエンスの強化について触れていただいております。ありがとうございます。大地震のみならず、気候変動の進行によって熱波・寒波・集中豪雨・感染症のパンデミックの頻度や規模が高まっていくことが予想されますので、マルチハザードが発生することを前提に考えることが必要と思います。

再エネポテンシャルが高いエリアにデータセンターや半導体関連産業等のエネルギー需要の大きな施設を誘導する施策を推進することは非常に重要と思います。前回も申し上げましたが、オンサイトの太陽光発電の設置場所が限定される大都市と、低集積で低密度な地方都市では取り組みが変わってくることは自明かと思います。また、発電量を調整しづらい再エネの大量導入は、供給サイドでの需給調整に要する負担を増加させることになります。この負担低減に寄与する需要サイドとしての取組としての蓄エネ技術や設備機器の運転調整を活用したデマンドレスポンス、セクターカップリング等の推進を検討する必要があると思います。

ペロブスカイトパネルに大きな期待がかかっているかと思いますが、具体的な施工方法やメンテナンス方法の確立が急がれると思います。経済産業省、国土交通省、環境省としてどのように考えているかについてお伺いしたいと思います。

フロン類の排出抑制の記載が明確ではないように思いました。政府実行計画では課題として挙げられているものであり、CO₂よりはるかに高い温室効果があるフロンの運用時の漏洩が指摘されております。これを防止するための対応についてどのように考えているかお伺いしたいと思います。以上です。

竹ヶ原座長：ありがとうございます。それでは、環境省からご回答をお願いいたします。

環境省：温暖化対策課長の吉野です。ご指摘ありがとうございます。まず、ZEB・ZEHについては2030年・2050年に向けて各種規制がどうなっていくかを考えながら、経済産業省等とも連携しながらあるべき支援制度を検討したいと思います。

また、皆藤委員よりCLTについての御発言がございましたが、ZEB・ZEHの支援事業の中でも一部加点要素として優遇するという形となっております。都市の木材化促進法もあるため、国土交通省や農林水産省と連携して取組を進めていければと思っております。

ペロブスカイトについては、エネ庁で次世代太陽光電池の戦略についての議論を協議会でリードしており、環境省も参加しております。どのようなすみわけかというご質問がありましたが、シリコン型を載せられるところはシリコン型を載せつつ、耐荷重の観点で設置が難しい屋根やそもそも架台が必要ないようなところにペロブスカイトパネルを設置することをメーカー側が想定していると承知しています。壁については、ご指摘のとおり具体的な施工方法等については技術的な議論が並行して行われていると認識しております。

フロンについてはおっしゃるとおり今回の資料では言及がありませんでしたが、使用時の漏洩防止のためのデジタル技術を活用した監視システムの導入、そもそもの機器の切り替え等に

関する取組を強化したいと思っております。以上です。

竹ヶ原座長：ありがとうございます。国土交通省様より、「環境省様と調整のうえ、今回委員よりいただいた御指摘を踏まえ、次回、最終的な取りまとめ案に反映させていく」と御意向いただいておりますので、そちらで進行させていただければと思います。

冒頭にも申し上げましたが、今回の取りまとめ案では地域脱炭素に向けて2025年までに総動員している取組の棚卸をしていただいております。そのため、各府省庁による御説明では言及されていたものの、この取りまとめ案では十分に光が当たっていなかった項目もございます。今回の検討会では、そのような項目について、「地域脱炭素において重要なため、より言及するように」という御指摘を多々いただきました。また、役割分担等についても、改めて「その詳細を明らかにすべき」と御意見いただきまして、検討会冒頭でお願いしておりましたように、今後議論すべき論点が明確になったかと思えます。

最後に、私から1点コメントをしたうえで、委員の皆様へご質問したいと思います。谷口委員、白戸委員からもいただいた「相応の労力をかけ取りまとめた、本検討会の結果資料を誰が読み、どう活用していく想定なのか」、私も気になっております。環境省様より「本資料内容はNDC等、カーボンニュートラルに向けた正式なプロセスに反映していく想定」と御回答いただいた一方で、各府省庁で総動員している施策を棚卸し、今後実施すべき事項を整理した本検討会結果をそのままにするのは勿体ないと感じています。特に皆藤委員よりいただいた中小企業の脱炭素化へのモチベーション不足の課題等について、本検討会資料で触れる以上、その後の全体場で状況を見ていく必要があると思えます。

そちらを踏まえて御質問いたします。元々、地域脱炭素ロードマップは2025年までに施策を総動員し、2030年に脱炭素ドミノを生み出すためのものだったと理解しています。今回、2024年段階で振り返りしたうえで、今後脱炭素を加速化させるために解消しなければならない課題がよりクリアになったとすると、今度は2025年から2030年に向けて、もう少し計画策定を進めていく必要があります。そのための「やるべきことリスト」として、本検討会の取りまとめを活用するのが有効だと感じています。

元々2020年から2025年では、地域脱炭素ロードマップでも「集中期間として、政策を総動員」するとされていましたが、脱炭素を推進する取組は2025年で終わる訳ではなく2030年まで続いていくと考えています。それを踏まえると、2026年から2030年までの次の集中期間における「やるべきことリスト」として本検討会の取りまとめを位置付け、取りまとめに対し指摘いただく形で2030年までの新たな目標・計画策定をする進め方もあると思えます。

勿論、「NDC等、カーボンニュートラルに向けた正式なプロセスに本検討会結果の内容を反映するだけで十分」という御意見もあるかと思いますが、「やるべきことリスト」として本検討会の取りまとめを性格付けしていただくのも選択肢として良いのではと考えています。この辺りも踏まえ、委員の皆様にもう一巡御意見をいただければと思っております。一巡目で御発言しきれなかった部分の補足質問をしていただいても問題ありません。西尾委員よりお願いできればと思います。

西尾委員：ありがとうございます。私自身も竹ヶ原座長のおっしゃったように思っておりました。本検討会の取りまとめ内容をきちんと政策に反映していくことは重要です。それ故に、府省庁横断的に、かつこれだけの時間をかけて検討会が開かれていると思えます。加えて、市町村やそれ

よりも小さい単位、あるいは長野県様がおっしゃっていた広域連携において地域脱炭素を具体的にやっていく際にも、本検討会の取りまとめは参考にしていただけるものだと思います。少なくとも私はそのように考え、最近の検討会では発言しておりました。

本検討会の取りまとめをそのまま活用することが難しい場合は、より具体的な形なども一案です。本検討会でも、地域脱炭素のベストプラクティスや、様々な地域で実施されている支援策なども、ご紹介いただいておりますので、ぜひそのようなものとして活用いただけるような取りまとめにできればと思っております。

前回の発言で、私は「プラットフォーム」という言葉を使いましたが、是非そのようなものの構築に向け、自治体等での具体的な地域脱炭素施策の検討に活用いただける形での整理をご検討いただければと思います。

竹ケ原座長：ありがとうございます。谷口委員よろしくお願いします。

谷口委員：竹ケ原座長より的確な御補足をいただきましたので、私から申し上げることはございません。本取りまとめは労力をかけて作成しているものですので、様々な方々に内容が伝わってほしいと思います。例えば、西尾委員がおっしゃったように、別バージョンとしてイラストを用いた説明を追加し、一般の方々にも興味を持ってもらえる形にしてもよいと思います。あくまで例ですが、様々な方に興味を持ってもらえるように、幅広く本検討会の成果の活用を考えていただきたいです。

竹ケ原座長：ありがとうございます。諏訪委員よろしくお願いします。

諏訪委員：取りまとめ資料を作成した上で、それに基づき、実効性のある施策を展開していくことが大事かと思います。府省庁横断で、その施策のベースを作成いただけると、それを踏まえ、地方も国と一緒に脱炭素の推進ができるかと思います。是非よろしくお願いいたします。

竹ケ原座長：ありがとうございます。続きまして、末吉委員よろしくお願いします。

末吉委員：私も竹ケ原座長からのご指摘に賛同いたします。是非、ここまで良いものを作成いただきましたので、作りっぱなしで終わるのではなく、具体的に活用されることが大事だと思います。先程、谷口委員もおっしゃっていましたが、一般的な方々にも手に取っていただけるバージョンも作ってみても良いと思います。むしろ子供にも読んでもらえるようなものでも良いと考えています。

別の話になりますが、「脱炭素を目的としても、地域を搾取する様な取組は地域では受け入れられるはずがない」ということを企業・住民・国など様々な主体が、コミュニケーションしていく必要があると思います。脱炭素に資するだけではなく地域にも資するということを生活者も含めて見せていくことが重要だと思います。デコ活は一般の生活者も参画しているプラットフォームだと思いますので、そのような場を活用いただくことが一案かと思います。

竹ケ原座長：ありがとうございます。続きまして、白戸委員よろしくお願いします。

白戸委員：先程既に申し上げたいことは全て発言させていただきました。そのため、竹ケ原座長が取りまとめたいただいた内容に追加したいことはほとんどございません。ただ、他の委員と同様、私も「本検討会取りまとめを是非、様々な方が実際に活用いただける形にしたい」と思っております。そのための良いアイディアがあるわけではありませんが、各府省庁・自治体が様々な脱炭素施策を進める際に、「検討会の取りまとめにも記載されているからぜひ進めよう」と説得材料の1つとして機能してほしいと考えています。

竹ケ原座長：ありがとうございます。続いて皆藤委員お願いいたします。

皆藤委員：既に他の委員がおっしゃったとおりだと思います。本検討会は府省庁横断的に実施されており、国としては全府省庁一体型となって進んでいる状況です。では何が足りないかというと、地域側の動きだと思います。脱炭素先行地域については脱炭素への意識が高いですが、まだ関心も低く補助等へ応募もしていない地域へアプローチしていく際に、本検討会取りまとめを使ってくのもよいのではないかと思います。

竹ケ原座長：ありがとうございます。続いて秋元委員お願いいたします。

秋元委員：私も他の委員と同様、竹ケ原座長のお考えに賛同いたします。加えて、本検討会の成果を各種イベントやタイミングで情報発信する方法を検討することも必要かと思いました。また本検討会の取りまとめについて、骨子と方向性は明確になってきましたが、ロードマップ的なイメージもあると良いと思います。GXに関わるような技術や社会情勢も変わっていく中で、定期的な中身の見直しや、いつまでに何をすると2050年カーボンニュートラル、そして地域脱炭素化が進むかを時間軸で見せられれば良いのではないかと思います。

さらに付け加えると、西尾委員からもありましたが、プラットフォームを作ってベストプラクティスを集積し、皆様が情報にアクセスできるようにすることも一案だと思います。今後更に、地域脱炭素の取組が実効性を増すような仕組みを引き続き検討する必要があると思います。

竹ケ原座長：ありがとうございました。中小自治体や中小企業・金融部門の地域脱炭素への巻き込み等、今回の5年間で明らかになった課題を抽出した上で新たなロードマップが作られる場合はより精度が高いものが出来上がるかと思います。また、秋元委員がおっしゃったように、その内容を抽象的、定性的に記載するのではなく、何らかの数値目標と紐づけ検証できるような形にして、2026年から2030年までを第2期集中期間とすることが凡その検討会としての総意かと思いました。近藤課長、ここまでの御議論を踏まえていかがでしょうか。

環境省：ありがとうございます。今回提出した資料はあくまで骨子ですので、ここから中身をより盛り込んだものが本検討会の報告書になります。ただ、「本検討会の成果はNDCへの反映・活用以外に、市町村、あるいは住民の方々にも見せていく必要がある」という御意見を委員全員よりいただいたと理解しています。様々な場面がございますので、その方法につきましては、一旦引き取らせていただきまして、内部にて検討させていただければと思います。

また、実効性のある施策というのは、この次のタイミングになってきます。一遍にできるかという話はございますけれども、しっかり準備して、各府省庁と相談しながら進めていきたいと思った次第でございます。

時間軸について、竹ケ原座長から第2期集中期間というお話をいただきました。こちら、報告書にも記載し、我々も同じスタンスで政策をしっかり進めていきたいと思います。

また目標についてもお話しいただきました。こちらは、改めて報告書をまとめる段階で相談させていただければと思います。

竹ケ原座長：ありがとうございました。その他環境省様、オブザーバーで御参加いただいている各府省庁様から何か御発言があればよろしく願います。

本日も様々な御意見いただきましてありがとうございました。本日の御議論踏まえて、次回はいよいよ「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する今後の方向性について最終的な取りまと

め案」をお示しいただくことになります。再度そちらを踏まえて御議論いただければと思います。本日言い足りなかった点も含めて、これまでの議論に追加の御意見やご質問等ございましたら、事務局の方に御連絡いただければ幸いです。それでは、今後の予定等について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：竹ヶ原座長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、本日は活発な御議論をありがとうございました。次回の検討会は、11月14日(木)13時に開催し、とりまとめ（案）についての議論を予定しております。また、本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、委員の皆様にご確認いただきました後、環境省ホームページに掲載いたします。

事務局からは以上でございます。

竹ヶ原座長：それでは、これにて閉会いたします。本日はありがとうございました。

以上